解散公告

当社は、平成二十五年五月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

神戸市中央区港島中町三丁目一番地五六棟

一〇〇九号　株式会社リサイクルエナジー

代表清算人　新谷　昌雄

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

北九州市若松区高須東三丁目五番一二号

有限会社くきのみ電気商会

清算人　坂元　洋一

解散公告

当法人は、平成二十五年四月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

福岡県福岡市西区生の松原四丁目七番八号

NPO法人Nursecall福岡net

清算人　末吉　信子

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

長崎県五島市大荒町五八八番地三

有限会社岩忠工業

清算人　岩下　忠義

解散公告

当組合は、平成二十五年四月十一日開催の通常総会の決議により、平成二十五年四月三十日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

長崎市魚の町二番二六号

西九州開発振興協同組合

代表清算人　酒井日出男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

青森市奥野一丁目二番一号

財団法人青森市水道サービスセンター

代表清算人　板垣　肇

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

千葉県旭市長部三四一番地

財団法人八石性理学会

代表清算人　高木　正光

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

東京都町田市本町田一一五八番地一

社団法人日本トランポリン協会

清算人　大林　正憲

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

岐阜県瑞浪市陶町大川字藤塚七一四番地

財団法人大川公民館

代表清算人　松之木廣美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十七日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

名古屋市中区大須四丁目一五番一二号

財団法人愛知県福利協会

清算人　原田　尚己

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日開催の臨時理事会の決議により寄付行為を変更し、平成二十五年三月三十一日の満了をもって解散したので当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

奈良市登大路町三〇番地

財団法人奈良県交通遺児等援護会

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年四月二十日開催の第三十五回臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

福岡県北九州市小倉南区中曽根一丁目六番一〇号

曽根郵便局労働組合

清算人　髙山　孝広

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十五日開催の社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

宮城県石巻市魚町三丁目六番一号

社団法人宮城県漁業無線公社

代表清算人　川村　亨

代表清算人　長田　穣

代表清算人　佐藤　亮輔

代表清算人　阿部力太郎

代表清算人　小玉　助勝

解散公告（第二回）

当法人は、群馬県知事の認可により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

群馬県高崎市宮元町六五番地

準学校法人岡本学園

清算人　岡田　貴史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

東京都文京区西片二丁目五番一七号　大石寺出張所内

財団法人日蓮正宗妙観会

代表清算人　藤本　日潤

代表清算人　齋藤　栄順

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十七日

岐阜県瑞穂市宮田三〇〇番地一

財団法人瑞穂市施設管理公社

代表清算人　奥田　尚道